平成２２年（フ）第７３５号
さいたま市南区大字太田窪1969番地５　セジュールタカハシ101、旧住所さいたま市南区南浦和３丁目45番15号　オネストビル303号
債務者　齋藤　良子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
さいたま市桜区栄和２丁目25番25号
債務者　最上　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
さいたま市北区土呂町２丁目67番地３　小島第三ハイツ202
債務者　細野　敬子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
埼玉県北本市東間２丁目311番地　松村ハイツＣ、旧住所埼玉県北本市東間１丁目83番地１　アドコーポ202
債務者　富木　　勇
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
埼玉県上尾市緑丘５丁目６番７号　島田コーポ202
債務者　向井　宏哉
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
埼玉県戸田市笹目１丁目13番地の６　サミット・アサ101号室
債務者　小林　慎悟
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
埼玉県川口市大字東本郷1131番地の１　第２寿マンション202号
債務者　藤岡　信夫
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
北海道名寄市大通南10丁目27番地２
債務者　山本　博起
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第５５号
北海道北見市桜町２丁目79番地
債務者　小田原秀一
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
北海道北見市桜町２丁目79番地
債務者　小田原亜津子
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２０年（フ）第１０９号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根杉ノ崎24番地４
債務者　小原　新耕
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１８号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字川原崎10番地５
債務者　渡邊　愛子
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２５号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅166番地３
債務者　藤田　勝則
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４１３号
埼玉県久喜市久喜東５丁目29番23号
債務者　大坂　　聡
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
埼玉県川口市大字新堀763番地の２
債務者　土井喜世美
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
さいたま市南区辻２丁目４番８号　ホワイトヴィラ301－Ｃ、旧住所山梨県笛吹市石和町市部799番地８
債務者　成田　　実
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
埼玉県上尾市中妻１丁目11番８　プリマベーラＡ－102、旧住所埼玉県上尾市大字久保283番地　しらこばと団地11－101
債務者　山崎　　勝
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係